

改正事項	改正の内容	適用時期等
の法人税額の特別控除（措法42の7①⑤、68の12①⑤）		
(3) 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13、68の15の3、措令27の13、39の45の3、23年6月改正法附則50）	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度等の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度（平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。）分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度（同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。

3 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 特定災害防止準備金（措法55の6①⑨、68の45①⑧）	○ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害準備金制度について、適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	—
(2) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①） （措規21の18の2①、改正措規附則10）	○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。 ○ 対象となる交付金等の範囲について、所要の見直しが行われました。	— 平23. 6. 30以後に交付を受ける交付金等について適用され、同日前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。

4 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（旧措法64①四、68の70①、23年6月改正法附則56①、72①）	○ 土地等が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合の措置が廃止されました。	平23. 6. 30前に行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。
(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法	○ 適用対象に、総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する一定の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合が追加されました。	総合特別区域法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
65の4①十四の二、 68の75①、措令39の 5②、措規22の5① 十八の二、23年6月 改正法附則1十一、 56②、72②、改正措 令附則1七、改正措 規附則1七)		れます。
(3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7①表一、68の78①表一、旧措令39の7②、23年6月改正法附則56③、72③、改正措令附則20①） （措法65の7①表二、68の78①表二、23年6月改正法附則56⑤、72⑤） （旧措法65の7①表七ロ、68の78①表七ロ、旧措令39の7⑤二～八、23年6月改正法附則56⑤、72⑤、改正措令附則20②） （措法65の7①表五、68の78①表五、旧措令39の7⑥二ハ、二、23年6月改	○ 適用対象となる買換えについて、次のとおり見直しが行われました。 イ 既成市街地等からの移転に係る措置（旧1号）について、次の見直しが行われました。 （イ）譲渡資産の範囲から店舗として使用されている建物等が除外されました。 （ロ）買換資産のうち農業及び林業以外の事業の用に供されるものが市街化区域のうち区域区分を定めるものとされている区域内にあるものに限定されました。 ロ 市街化区域又は既成市街地等からの移転に係る措置（旧5号）について、適用対象から林業用土地等の買換えが除外されました。 ハ 誘致区域内への移転に係る措置（旧7号）について、次の区域に係る措置が廃止されました。 （イ）流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区 （ロ）中小企業高度化事業により整備される区域 （ハ）港湾法の臨港地区等の区域 （ニ）卸売市場法の都道府県卸売市場整備計画において近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として定められた区域 （ホ）農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域 （ヘ）沖縄県の区域のうち農業振興地域内にある農用地等の区域 （ト）国又は都道府県が行う土地改良法の土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域 （チ）中心市街地の活性化に関する法律の認定中心市街地の区域 ニ 都市開発区域等内への移転に係る措置（旧9号）について、次の見直しが行われました。 （イ）都市開発区域のうち既成市街地等内にある譲渡資産が一定の事務所等として使用されている建物等に限定	平23. 6. 30以後に取得をする資産について適用され、同日前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 同 上 平23. 6. 30以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 同 上 平23. 6. 30前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 平23. 6. 30以後に行う資産の譲渡に係る

改正事項	改正の内容	適用時期等
正法附則56⑤、72⑤、改正措令附則20③) (旧措令39の7⑦、改正措令附則20④) (措法65の7①表十、68の78①表十、措令39の7⑨、23年6月改正法附則56③、72③、平23農林水産省・国土交通省告示第3号、平23国土交通省告示第695号) (旧措法65の7①表二～四、八、十一～十三、十六、十八、68の78①表二～四、八、十一～十三、十六、十八、旧措令39の7③④⑧～⑮⑱⑳、39の106②～⑥⑨、23年6月改正法附則56④、72④) (措法65の7～65の9、68の78～68の80)	されました。 (㍑) 対象区域から半島振興対策実施地域として指定された地域及び離島振興対策実施地域として指定された地域が除外されました。 ホ 既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する買換えに係る措置(旧10号)について、都市再開発法の認定再開発事業計画に係る措置が廃止されました。 ヘ 日本船舶から日本船舶への買換えに係る措置(旧19号)について、買換資産について船齢要件(譲渡船舶より新しい船舶を買換えの対象とする要件)が追加されるとともに、環境負荷低減要件の見直しが行われました。 ト 次の買換えに係る措置が廃止されました。 (イ) 大気汚染規制区域からのばい煙発生施設の買換え(旧2号) (㍑) 騒音規制地域からの騒音発生施設の買換え(旧3号) (ハ) 水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え(旧4号) (ニ) 農村地域工業等導入地区内への買換え(旧8号) (ホ) 市街化区域又は既成市街地等内における建物の高層化に伴う買換え(旧11号) (ヘ) 既成市街地等内における特定民間再開発事業の施行に伴う買換え(旧12号) (ト) 人口集中地区内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え(旧13号) (チ) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に基づく買換え(旧16号) (リ) 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え(旧18号) ○ 長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの特例(旧17号)を除き、適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました。	法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平23.6.30前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 平23.6.30以後に取得をする資産について適用され、同日前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。 同上 平23.6.30前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 —
(4) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例(措法65の13①、65の14①、	○ 課税繰延割合が80%(改正前100%)に引き下げられました。	平23.6.30以後に行う所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った所有隣接土地等の譲渡に係

改正事項	改正の内容	適用時期等
68の84①、68の85①、 23年6月改正法附則 56⑥、72⑥) (措令39の9の2 ①、改正措令附則 20⑤) (措法65の13①、68 の84①)	○ 適用対象となる事業用地の区域が都市再生緊急整備地域に限定されました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。	る法人税については、従来どおり適用されます。 同上 —

5 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除制度 (法令141③三、改正 法令附則15) (法令142④三、155 の28④三、改正法令 附則2)	○ 複数の税率の中から納税者と外国当局等との合意により税率が決定された税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度及び内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等の適用上、外国法人税に該当しないものとされました。 ○ 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができるとされる所得（当該租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得を除きます。）で当該条約相手国等において外国法人税を課されるものは、国外所得に該当するものとされました。	平23. 6. 30以後に納付することとなる外国法人税について適用され、同日前に納付することとなった外国法人税については、従来どおり適用されます。 平23. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例 (措法66の4②、68 の88②、23年6月改正 法附則1二、57、 73) (措令39の12、39の 112、措規22の10、22 の74、改正措令1一、 改正措規附則1一)	○ OECD移転価格ガイドラインの改定に伴い、現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するための最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されました。 ○ 独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類としてOECD移転価格ガイドラインにおいて認められている算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法）が明確にされるなど、所要の整備が行われました。	平23. 10. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 平23. 10. 1から施行されます。
(3) 内国法人等に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入 (措法66の6 ③、68の90③、23年 6月改正法附則58、 74)	○ 次のとおり規定の整備が行われました。 イ 株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括業務により行うことが明確にされました。	内国法人の平23. 4. 1以後に終了する事業年度において合算対象とされる金額（当該特定外国子会社等の平22. 4. 1以後に開始した事業年度に係るものに限り

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(措法66の6④一、四、68の90④一、四、23年6月改正法附則58、74) (措令39の14②一イ、39の114②一イ、改正措令附則21①、30①)	ロ 資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされました。 ハ 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されました。	ます。)について適用され、平23.4.1前に終了した事業年度において合算対象とされる金額については、従来どおり適用されます。 同 上
(措令39の14②四、39の114②四、改正措令附則21①、30①) (措令39の15①一、39の115①一、改正措令附則21②、30②)	ニ 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされました。 ホ 日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用はないことが明確にされました。	内国法人の平23.4.1以後に終了する事業年度において合算対象とされる金額を計算する場合の外国関係会社の平22.4.1以後に開始した事業年度におけるその外国関係会社の判定について適用され、平23.4.1前に終了した事業年度において合算対象とされる金額を計算する場合の外国関係会社の判定については、従来どおり適用されます。 同 上
(旧措令39の17の2②、39の117の2②)	ヘ 資産性所得に係る費用の計算について、次の措置が講じられました。 (イ) 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直されました。	平23.6.30以後に現物分配が行われる場合について適用され、同日前に現物分配が行われた場合については、従来どおり適用されます。 —
(措令39の17の2⑨、39の117の2⑨)	(ロ) 債券の償還差益に係る資産性所得の金額から控除する負債利子配賦額を計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時(改正前：償還の直前)の総資産の帳簿価額を用いることとされました。	—
(措令39の17の2⑪～⑭、39の117の2⑩～⑬)	(ハ) 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法(移動平均法等により計算)が明確にされました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等						
(措令39の17の2⑯～⑰、39の117の2⑮～⑱) (措令39の17の2⑳㉑、39の117の2㉒㉓、改正措令附則21③、30③)	(二) 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされました。 ト 資産性所得合算課税制度における次の適用除外基準について、それぞれ次の明確化が行われました。 <table><tr><th>適用除外基準</th><th>明確化の内容</th></tr><tr><td>資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)</td><td>「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないこと</td></tr><tr><td>収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)</td><td>「収入金額」の定義を明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)</td></tr></table>	適用除外基準	明確化の内容	資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)	「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないこと	収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)	「収入金額」の定義を明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)	— 内国法人の平23. 4. 1以後に終了する事業年度に係る部分適用対象金額について適用され、同日前に終了した事業年度に係る部分適用対象金額については、従来どおり適用されます。
適用除外基準	明確化の内容							
資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)	「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないこと							
収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)	「収入金額」の定義を明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)							
(4) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入 (措法66の9の2、68の93の2、措令39の20の6、39の120の6、23年6月改正法附則59、75、改正措令附則22、31)	○ (3)と同様の改正(適用除外基準の判定に係る見直しを除きます。)が行われました。	(3)の適用時期等と同様となります。						

6 その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 適格現物出資の定義 (法2十二の十四、法令4の3⑨、23年6月改正法附則11)	○ 外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資が適格現物出資に該当しないこととされました。	平23. 6. 30以後に行われる現物出資について適用され、同日前に行われた現物出資については、従来どおり適用されます。
(2) 収益事業の範囲 (法令5①三八、改正法令附則1二、3)	○ 収益事業から除外されている独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う金銭貸付業の範囲に、総合特別区域法の規定による市町村に対して行う金銭貸付業が追加されました。	総合特別区域法の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 利益積立金額 (法令9①二、改正法令附則4①)	○ 適格合併により引き継ぐ利益積立金額について所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令9②二、改正法令附則4②) (法令9④一、二、改正法令附則4③)	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。 ○ 投資簿価修正を行う譲渡等修正事由がみなし配当事由である場合の既修正等額について、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後にする評価換えについて適用され、同日前にした評価換えについては、従来どおり適用されます。 平23. 6. 30以後にみなし配当事由が生ずる場合に適用され、同日前にみなし配当事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(4) 寄附金の損金算入限度額 (法令73②十の二、十の三、155の13②七の二、七の三、改正法令附則1二、四)	○ 寄附金の損金算入限度額の計算における所得の金額の計算上、適用しないこととされる規定に次の規定が追加されました。 イ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例 ロ 認定研究開発事業法人等の課税の特例	総合特別区域法の施行の日から施行されます。 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から施行されます。
(5) 適格合併等による欠損金の引継ぎ等 (法令112④、改正法令附則7①)	○ 適格合併等に伴う欠損金の引継ぎ制限措置について、所要の見直しが行われました。	平23. 6. 30以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。
(6) 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例 (法令113⑤、改正法令附則7②) (法令113⑥、法規26の4②一、37の3、改正法令附則7②、改正法規附則3、6)	○ 一定の適格分割等が行われた場合で、分割承継法人等の欠損金額の切捨額を移転時価資産価額及び移転簿価資産価額によるときのその算定の対象となる資産から、自己の株式又は出資が除かれました。 ○ 一定の適格分割等により移転を受けた資産が自己の株式又は出資のみである場合には、確定申告書への明細書の添付等を要しないこととされました。	平23. 6. 30以後に行われる一定の適格分割等について適用され、同日前に行われた一定の適格分割等については、従来どおり適用されます。 同 上
(7) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 (法59③、法令118、23年6月改正法令附則10)	○ 法人が解散した場合の期限切れ欠損金の損金算入制度において、マイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とすることとされました。	平23. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 短期売買商品の単位当たりの帳簿価額の算出及びその選定の手続 (法令118の6②、改正法令附則8)	○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。	平23. 6. 30以後に行われる評価換えについて適用され、同日前に行われた評価換えについては、従来どおり適用されます。
(9) 有価証券の取得価額 (法令119①九、十一、改正法令附則9①)	○ 完全支配関係のある法人間で行われた非適格株式交換等で、株式以外の資産が交付されないものにより取得をした完全子法人株式の取得価額については、適格株式交換等により取得をした株式の取得価額と同様とされました。	平23. 6. 30以後に行われる株式交換又は株式移転により取得をする有価証券につ